

行為要求表現について：Vテモラッテイイカを中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-05-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊井, 浩子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006611

行為要求表現について

—V テモラッテイイカを中心に—

熊井 浩子

【要 旨】

V テモラッテイイカは、近年若者やサービス業での会話を中心に広く用いられるようになった一方で、押し付けがましい不快な言い方であるという批判も多い。本稿では行為要求表現について考察するとともに、この表現が不適切になる場面とこれらが用いられる心理的要因を考察した。その結果、V テモラッテイイカは話し手にとって成立が望ましい事態で、聞き手に通常以上の負担が生ずる指示や、その行為要求を行うことの妥当性・正当性があり、かつ聞き手の負担がそれほど高くない依頼に用いられた場合にはそうでない場合に比べて適格性が高くなることがわかった。そこには、自己の行為要求が妥当性・正当性のあるものであることを示し、聞き手がイエスと言ってくれることを期待していることを伝える一方で、テモラウを用いて、話し手にとってその事態の成立が好ましいこと、また、聞き手に通常要求される以上の負担を強いることを示し、同時にイエス／ノーの判断を聞き手に委ねることで、聞き手に対する配慮を示そうとする心理が働いていることが明らかになった。

【キーワード】 V テモラッテイイカ 行為要求 受益 選択権 妥当性

1. はじめに

近年若者やサービス業での会話を中心に1・2のようなV テモラッテ (モ) イイカやその敬語形のバリエーションが広く用いられるようになった。V テ (モ) イイカは話し手が聞き手の許可を求める言語形式であり、それにテモラウという補助形式が前接しているため、行動の主体は聞き手となり、聞き手がある行動をすることの許可を求める表現となるが、親しみと配慮の両方を込めた使いやすい表現であると感じる人がいる一方で、相手に有無を言わせない、一方的で押し付けがましい不快な言い方であるという批判も多い。

1. お名前教えてもらっていいですか。
2. ここに座っていただいていいですか。

本稿では、その主な批判を概観するとともに、この言語形式を依頼や指示という行為要求表現の中に位置づけ、この表現がどのような場面で不適切な表現と受け取られるのか、またそれがどのような心理的要因で用いられるのかを考察する。

なお、本稿ではV テモラッテイイカやその謙譲語・丁寧語を用いた許可求めのバリエーションをV テモラッテイイカで表し、V テモラッテモイイカやV テイタダイテイイカなどもそれに含めて表すこととする。

2. Vテモラウ

Vテモラッテイイカを考える上で、まずVテモラウについて考察する必要がある。XがYニetc. Vテモラウの典型的な用法は3のように、Vで表される行為・事態がXにとって好ましいもの、感謝すべきものであることを表す「利益・恩恵」の用法である。

また、XがYに対して依頼など、何らかの働きかけを行ったことを表す4のような用法もある。このような相手に対する働きかけが認められるVテモラウを益岡(2001)は使役的用法と呼び、使役文が自らの意向を一方向的に押し付けるという強制の意味合いが強いのにに対し、Vテモラウは依頼して事態の実現を図る点で異なるとしている。さらに、仁田(1983)はこのようなVテモラウを、話し手が聞き手に自らの要求に沿った実現を訴えかけ、働きかける発話・伝達のモダリティと位置づけている。

3. 先生にほめてもらった。

4. 先生に頼んで教えてもらった。

しかし、Vテモラウの働きかけが依頼にとどまらず、何らかの強制力を持ちうる点は堀口(1987)、楊(1985)などで指摘されている。例えば堀口は、5のように「仕手」が承知していない事態を表すテモラウ文が言い切りの形になったとき、話者の一方向的な意向を表すソフトな命令文になると指摘している。

5. 君には北海道へ行ってもらおう。

ただし、言い切りの形になったときという指摘は正確ではなく、6・7・8のように意志や希望その他の表現とともに用いることも可能である。

6. 君には北海道へ行ってもらおう。(例文は堀口)

7. 君には北海道へ行ってもらいたい。

8. 君には北海道へ行ってもらおうことになったよ。

さらにシリワン(2008)は、テモラウは、話し手が自分が聞き手より高い立場にあることを聞き手に意識させようとする、話し手の立場や権力を顕在化させる形式でもあるとする。それ故、話し手の決定権を明示し、かつ、聞き手にとってその行為を達成する意外に選択肢はないことを示すことによって命令と同じ言語行為を表わす形式となると述べている。

ただし、この「高い立場」というのは、必ずしも身分・地位が高いということではなく、ある状況において何らかの意味で強制力を発動できる立場・状況に在ることであると考えられる。例えば9は、部長に対する社員の発言である。社会的地位は部長が上であり、通常はその社会的立場に応じた発話を選択することが多いであろうが、強い決意を表す場合にはこのような表現も可能である。

9. 部長、次回は必ず参加してもらいますよ。

さらにこのような使役・命令的用法のほかにも 10・11 のように、V で表される事態が話し手にとって好ましくない状況を表す場合もあり、テモラウの意味・機能はかなり複雑である。

10. そんなことを言ってもらっては困る。

11. そんなにやめたきゃ、やめてもらおうじゃないの。

このような多様な用法のうち、V テモラッテイイカの形で用いられるのは、どのような用法であろうか。この点も併せて考察する必要がある。

3. V テモラッテイイカ

山田 (2004) は、12.a のような V テモラッテイイカは、12.b のようにある行為をする許可を話し手が求める表現の応用であるとし、これを D 類 (許可の問いかけ系) 依頼表現と呼んでいる。山田によれば、この場合のテモラウは使役を丁寧に行ったもので、「聞き手を座らせてもいいか」と聞いているのと同じであるが、依頼を表すモダリティ形式としては固定化されておらず、文法化の度合いが低いと考察する。

12.a. ちょっと座ってもらっていいですか? [依頼]

b. ちょっと座ってもいいですか? [許可要求]

また、これらの依頼文は意味的にはテモラウの意味が残っていて、13.abc のように話し手にとって恩恵とならない事態の生起を求める場合には使えないと述べている。

13.a. *勝手にそこへ行ってもらっていいですか。(＊、例文、下線は山田)

b. *不審な点がございましたらお気軽にお尋ねいただいてもいいですか。(同上)

c. *男性の方は、お二階のトイレをお使いいただいてもいいですか。(同上)

即ち、山田によれば、V テモラッテイイカのテモラウは丁寧な使役を表すだけでなく、テモラウ本来の受益の意味も帯びていることになる。しかし、確かに 13.a については冗談でない限り不適切だと感じる人が多いと思われるが、13.bc については、不快感を持つ人はいても、若者を中心に広く使われるようになっているのは前述の通りである。また 14 のように、話し手がその行為によって恩恵を受ける場合でも、V テモラッテイイカが不適切な場合もある。山田ではこの不適格性を説明することができない。

14. ?先生、推薦状書いてもらっていいですか?

一方砂川 (2006) は、V テモラッテイイカは、話し手が希望する行為を行う意向があるか

どうか聞き手に尋ねる表現、即ち聞き手に承諾を求める問いかけの表現であるとする。

15. あした遅番、代わってもらっていいですか。(例文は砂川)

16. ここにお名前とご住所を書いてもらっていいですか。(同上)

そして、15が問題のないその本来の用法であるのに対し、役場に住民票を取りに行った人に対する窓口係の発話である16は不自然な表現であるとし、その原因は、聞き手に行為を求めるべき場面で、イエスカノーかの答えを求める問いかけの表現が用いられているためであると考察している。この点は砂川(2005)では、依頼の表現が用いられる場面で許可を求める表現が使われていることによると説明されている。そもそも依頼という行為は「相手に諾否について選択の余地があり、そのどちらを選択するか尋ねたいとき」という条件を満たしている必要があり、そのイエス、ノーを選択する権限がないときにこの表現を使うと、「ノーと言わせない雰囲気」を感じさせる押し付けがましい表現となるということである。

これに対し、使う側の意識について砂川(2005)では、Vテモラウによって恩恵を被ることを表し、ありがたいと思う気持ちを伝えること及び、許可を求める表現を使うことで相手にお伺いを立てて、依頼の押し付けがましさを軽減しようとすることを意図した表現であり、敬語抜きで丁寧さを表そうとする気持ちから発せられた言葉であるとする。また、砂川(2006)では、相手に答えを委ねる気持ちを伝えることで指示や依頼の押し付けがましさを軽減する、丁寧に働きかける表現であり、同時に、そこにはイエスカノーかを聞いているだけだから、仮にノーと言われても傷つかないという危険回避の自己防衛的姿勢も潜んでいると分析されている。

即ち、使う人にとってこのVテモラッテイイカという表現は、Vテクダサイマスカ、Vテイタダケマセンカのような敬語を用いて相手を遠ざけることは避け、一方でVテクダサイやVテモラエマスカのような依頼の押し付けがましさを軽減できるという意味で、親しみを込めながら丁寧さを表すのにぴったりの表現であるということである。

以上のような砂川の考察において、イエスカノーかの選択の余地がない場合のVテモラッテイイカが不快な印象を与える可能性については説明されている。それではイエスカノーかの選択の余地がある場合はどうであろうか。例えば17は、先生に忘年会に来てくれるように頼む表現としては不適切だと感じる人が多いであろう。このような状況では、通常イエスカノーかの決定権は聞き手である先生にあるので、この不適切さは砂川(2005)の選択の余地がない状況であるからという理由では説明できない。

17. ?先生、来週忘年会するんですけど、先生も来てもらっていいですか？

また、砂川は聞き手がイエスカノーかを決定できる状況で、18のような依頼の表現は問題ないとするが、では、そのようにVテモラッテイイカが適切であるとされる場面で、このような表現は19から21のようないわゆる依頼表現とどのような違いがあるのだろうか。この点も考察する必要がある。

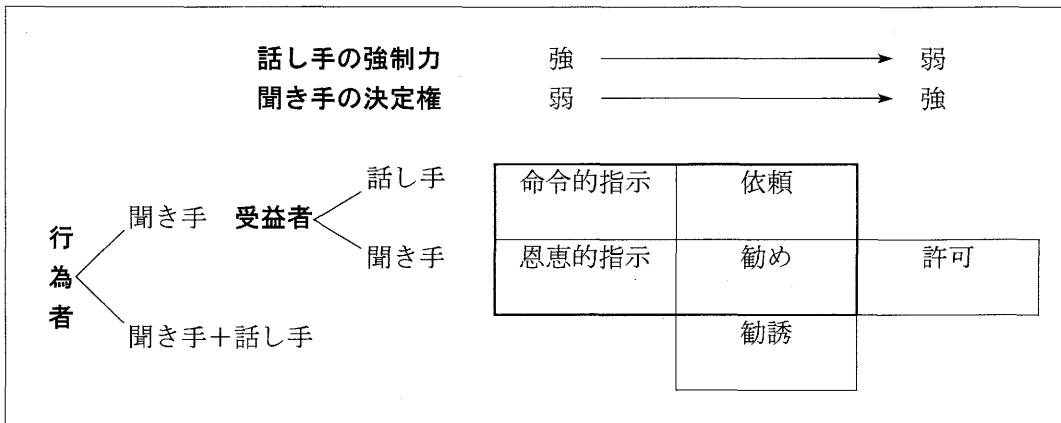
- 18. あした遅番、代わってもらっていいですか。(許可求め)
- 19. あした遅番、代わってもらえませんか。(依頼)
- 20. あした遅番、代わってもらえないでしょうか。(依頼)
- 21. あした遅番、代わってもらえると助かるんだけど。(依頼)

ところで、砂川(2005・2006)や山田(2004)が依頼としている言語表現の中には18のような依頼だけでなく、16のように行為を指示する場合も含まれている。しかし、18と16とでは、受益性や相手が拒否できる余地の大小等に大きな差があり、これをまとめて依頼と呼ぶのには問題が残る。そこで、次節で依頼や指示も含め、相手に何らかの行為をするように働きかける機能をもつ行為要求について概観した上で、改めてVテモラッテイイカとの関係について考察することにする。

4. 行為要求

高梨(2011)は行為要求を「聞き手が行為を実現すること(または実現しないこと)を求めたり容認したりする機能」と規定し、姫野(1997)の4分類を修正して、行為者・受益者に加え、話し手の強制力や聞き手の決定権の強弱によって、その下位分類を行っている。これを図で表したものが22であり、23から27はその例として挙げられているものの一部である。このうち、行為者が聞き手である場合の行為要求(22では太線で囲まれた部分にあたる)については姫野の分類とほぼ同じであるが、決定権を聞き手・話し手のどちらにあるかの二者択一ではなく、よりどちらが強いかという程度の問題として捉えること、及び許可や勧誘を、典型的な行為要求ではないがそれに連続するものとして位置付けているという点でこれと異なるとする。

22. 行為要求の分類(高梨2011)



23. [客がタクシーの運転手に]
次の信号を右に曲がってください。〈命令的指示〉(例文は高梨)
24. [歯科医が患者に]
今日の治療は終わりです。今から2時間ぐらいは飲食を控えてください。
〈恩惠的指示〉(同上)
25. [通行人が他の通行人に]
すみません、ちょっと道を開けてください。〈依頼〉(同上)
26. [家の主人が客に]
どうぞ夕食を召し上がってってください。〈勧め〉(同上)
27. [「座ってもいいか」と尋ねた客に対して]
どうぞこちらにお座りください。〈許可〉(同上)

ここで確認したいのは、ここで議論されている依頼か命令的指示か等の分類は言語表現そのものの問題でなく、話し手や聞き手の関係や社会的地位、負担の軽重、発話の状況等によって決定される話し手や聞き手の強制力・決定権の違いによってその言語表現が帯びる機能であるということである。例えば28は言語表現としては通常依頼表現とされるVテモラエマスカを使っているが、上司に強い権限がある状況であれば指示や場合によっては命令としての機能をもつことになる。反対に29のようなVテは指示でよく用いられる言語形式であるが、話し手にそのような権限がない場合にはカジュアルな依頼として機能することになる。

28. あした遅番、代わってもらえますか？
29. あした遅番、代わって。

この高梨(2011)の分類によって、依頼と命令的指示との違いが明確になる。依頼も命令的指示も話し手がその事態の実現を求めて働きかけている点では一致しているが、依頼が話し手の強制力が弱く、聞き手の決定権が強いのに対し、命令的指示は依頼に比べれば話し手の強制力が強く、聞き手の決定権が弱いという違いがある。砂川にも話し手や聞き手の強制力や決定権の強弱の違いについて同様の指摘があるが、その観点から依頼と命令的指示という細分類をしていないのは前述のとおりである。

30. お名前教えてもらっていいですか。

高梨によれば、このような命令的指示及び依頼の受益者は話し手であり、その点で受益者が聞き手である勧め及び恩惠的指示と異なっているということである。確かに依頼の場合の受益者は話し手、勧めの場合の受益者は聞き手であるが、命令的指示の受益者は話し手、恩惠的指示の受益者は聞き手であると言っていいであろうか。

例えば高梨の命令的指示に当たる30は、話し手の職務遂行上の当然の権利としての指示であり、聞き手が指示に従って名前を教えた場合、スムーズに業務が進むという意味では

話し手にとって実現が好ましい事態ではあるが、あくまで実現が当然の事態であり、受益者という言い方は適当ではないように思われる。

一方 28 については、聞き手と話し手の関係や発話がなされた状況によって異なる。例えば話し手と聞き手がお互いに遅番を代わり合っているような同僚であれば、依頼となり、通常受益者は話し手である。また、話し手が上司で聞き手が部下の場合でも、31 のように上司の個人的な事情で部下に遅番を代わってもらうのであれば、このような上下関係を反映して同僚同士に比べれば話し手の強制力がやや強まり、聞き手の決定権が弱まると言えるが、話し手が受益者であることには変わりはない。さらに、話し手が上司で聞き手が部下の場合でも、上司がこのような遅番の調整を当然の業務とし、部下がそれに従うことが要求されている職場であれば、それはあくまでも職務上の手続きであって、話し手がそれで恩恵を被っているわけではないから、この場合には話し手を受益者とすることは不適當であろう。

31. 申し訳ないけど、急用ができたんで、あした遅番、代わってもらえますか。

即ち、高梨の指摘と異なり、同じ命令的指示の中にも話し手の受益性が高い場合とそうではない場合があることになる。例えば 32 では聞き手がなんらかのサービスを受けた代金として話し手が支払いを求めている場面であれば、職務遂行上当然の手続きであって、話し手は聞き手の負担により特別な利益を受けているわけではない。一方、なんらかの理由で聞き手に貸しのある話し手が 33 を用いた場合には、その一時的な力関係から強制力を持っていると言える。しかし、それは職務上の権利ではなく、話し手はその行為から利益を得ることができるいわば受益者であり、受益性が高いことになる。

32. では 10 万円いただきます。

33. 今日は君のおごりね。

受益性の有無をはかる指標としては、その行為が実現した場合に「～のおかげで／の好意で～もらえた」のように言える場合には受益性があると言える。例えば 32 は「お客さんのおかげで 10 万円もらえた」という意味にはならないし、34・35 も「お客さんの好意で振り込んでもらえた」「お客様のおかげで待ってもらった」という意味にはならないから、これらに話し手の受益性は認められないことになる。

34. 代金は今週中にお振り込みください。

35. 少々お待ちください。

逆に、36・37 のようにお客さんが業務担当者に行為を要求する場合でも、確かに右に曲がったり、ツアーの説明を受けたりすることは話し手の望む事態ではあるが、これも聞き手の特別な配慮や好意によるものではなく、お客さんにとって当然のサービスである。つまり、この場合も話し手にとって都合のいい事態ではあるにしても、聞き手の負担のもと

に話し手が特別な恩恵を被っているわけではない。

36. [客がタクシーの運転手に]

次の信号を右に曲がってください。〈命令的指示〉(例文は高梨。再掲)

37. すみません、このツアーについて説明していただきたいんですが・・・。

さらに、高梨が恩恵的指示として挙げている 38 も、その事態は聞き手にとって都合のいい事態ではあるが、話し手の負担のもとに聞き手が特別な恩恵を被っているわけではない。

38. [歯科医が患者に]

今日の治療は終わりです。今から2時間ぐらいは飲食を控えてください。

〈恩恵的指示〉(例文は高梨。再掲)

一方、39 になると、聞き手の受益性は増す。

39. 夜は冷えますから、このひざかけをお使いください。

とすると、通常の指示に関しては、話し手あるいは聞き手にとって実現が好ましい事態ではあっても、特別な受益性のないものもあることになる。つまり、話し手や聞き手にとって実現が好ましい事態の中には特別に受益性がないものから、高いものまで幅があるということである。これは業務上の指示に限らず、親や教師が子どもや生徒にする指示など、社会的・状況的に何らかの権限を持った者が、ある種の強制力を持って行う指示全般にあてはまる。

このように、話し手の受益か聞き手の受益かという二者択一ではなく、話し手が実現を求めているが、その実現が聞き手の特別な好意や負担を要求しない、当然の行為であると考えられる場合、即ち受益性が低い場合からその実現が話し手にとって恩恵的な事態だと捉えられている場合、即ち受益性が高い場合まで幅があると考えるのが適当であろう。同様に実現が聞き手にとって望ましい事態ではあるが、その実現が話し手の特別な好意や負担を要求しない、当然の行為であると考えられる場合、即ち受益性が低い場合からその実現が聞き手にとって恩恵的な事態だと捉えられている場合、即ち受益性が高い場合もありえる。

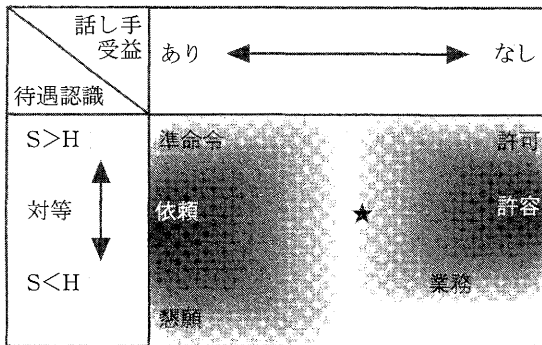
また、高梨は命令的指示という用語を用いているが、指示は職務上や社会生活上のルールや慣習において、話し手が聞き手に対してその行為要求を行う権限が認められている場合である。命令も同じように話し手がその行為要求を行う権限が認められている場合もあるが、そうでない場合もある。また、命令は指示に比べて話し手の強制力が強く、聞き手の決定権が弱いと言えるが、これは権限の強さのみならず、その場の状況や話し手と聞き手の力関係及び言語表現・口調など、言語的・非言語的要因から、聞き手に選択の余地がないことを明瞭に示す行為要求であると言える。このように、命令と指示は連続的ではあるが性質の違うものなので、本稿ではこれを命令と指示とに区別することにする。

一方山田（2004）は、依頼と許容の本質的な違いは話し手の受益性の有無であるとし、話し手の促す行為遂行によって話し手が恩恵を受ける場合は広義の依頼、それ以外を広義の許容であるとする。この広義の依頼には命令に準ずるものから懇願のようなものまでが含まれる。同様に許容も、話し手の権限が強く求められる許可から業務的な申し入れまでが連続的に分布するとする。また、41 に対して、40 のような話し手に受益性のない行為要求についても触れている。これを図で表したものが 42 である。

40. 暑かったら、窓をお開けください。

41. 暑いから、窓を開けてください。

42. 山田（2004）：依頼・許容と話し手受益



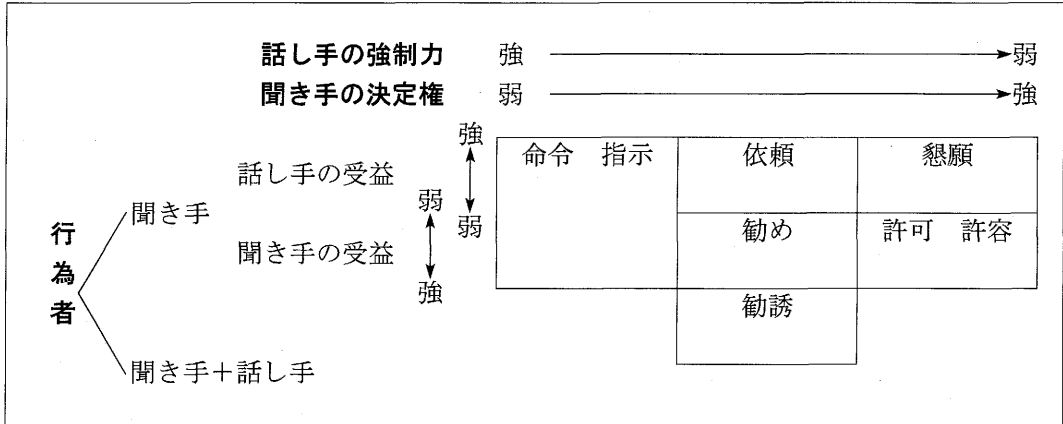
このように、山田が受益性の強弱という観点から行為要求を考察している点は評価できる。ただし、山田が準命令と依頼、懇願の違いを聞き手に対する話し手の待遇認識に起因するものと捉えている点には問題が残る。筆者はこれらの違いは高梨の指摘の通り、話し手の決定権の違いであると考え。もちろんこの決定権も話し手と聞き手の関係に大きな影響を受けうるが、その場の状況や行為要求の内容によっても変わってくる。部下がナイフを片手に社長に命令したり、年上の人が年下の人に懇願したりすることもありえるわけである。

また、この図では準命令と業務がかなり性質の違ったもののように位置付けられているが、これも聞き手、即ちお客さん等が話し手、即ち業務担当者の上位者にあたるという待遇認識によって行為要求の種類が変わってくると捉えられていることから生じる問題であると思われる。この場合も、確かに業務担当者にとってお客さんは上位に待遇すべき対象ではあるが、職務遂行上当然の行為要求であれば、話し手の決定権は強くなる。とすると、むしろ「業務」は「準命令」の中の、話し手の受益性がないものとして位置付けることが適当であろう。聞き手である業務担当者が職務上当然応ずるべきお客さんの行為要求についても、話し手の受益性がない場合もある。

以上のことから高梨をベースに話し手や聞き手の受益性の有無を加え、さらに話し手の決定権の弱い懇願や許容を加えて修正したものが 43 である。山田の業務的申し入れは話し手や聞き手の受益性のない指示に含まれる。聞き手にとって受益性のある指示は話し手の

権限が弱くなるにつれて、勧めから許可に変わり、許可する権限がない場合には許容へと移行する点は高梨や山田の指摘と同様である。

43. 決定権・受益者から見た行為要求



5. 行為要求とVテモラッテイイカ

5.1 命令・指示

次にこのような行為要求とVテモラッテイイカとの関係を考察する。砂川らの指摘では、Vテモラッテイイカは相手にイエスかノーかの判断を委ねる表現であり、職務遂行上の必要性から当然相手に要求できる行為で、相手に決定権がない場合には使いにくいということであった。命令については、聞き手に決定権のないことを全面に押し立てる行為であるから、例えば警察が犯人に命令する場合には45のように、この形式を用いることはできない。

44. 止めろ。

45. ? 止めてもらっていいですか?

一方、指示では、例えば役場に住民票を取りに行った人に対する窓口係の46のような指示については、判断に差が見られる。そのような表現を失礼だと感じる理由について砂川は選択の余地がないことを挙げている。そして、むしろ47のようなストレートな指示の方が適切だと感じる人が多いとする。しかし、例えば48のような場合にはVテモラッテイイカの適格度がアップすると思われる。

46. △ここにお名前とご住所を書いてもらっていいですか。(例文は砂川。再掲)

47. ここにお名前とご住所を書いてください。

48. 2枚目に複写ができていなかったので、もう一度ここにお名前とご住所を書いてもらっていいですか。

49. *男性の方は、お二階のトイレをお使いいただいてもいいですか。(*、例文、下線は山田。再掲)

50. 男性の方はこのトイレをお使いいただいてもいいですか。

46・48 いずれも、そのサービスを受けるためにはその紙に名前と住所を書かないわけにはいかないの、聞き手に選択の余地がないことには変わりはないが、例えば筆圧が弱すぎて複写ができなかったというような聞き手に原因がある場合でも、聞き手にもう一度名前と住所を書くという負担が生ずる。

49 についても、わざわざ二階のトイレを使うことを指示する 49 はすぐそのトイレを使うよう指示する 50 に比べれば適格性は高くなる。通常以上の何らかの余分な作業や負担が発生する場合であれば、V テモラッテイイカは適格性を増すことがわかる。48 の場合、もう一度書いてもらうのが業務担当者の側の責任でもある場合には、聞き手に選択の余地がないことには変わりはないが、さらに相手の負担感が大きく、話し手にも受益性が生ずるため、依頼に近接することになる。その場合でもこの表現は可能であろう。さらに話し手側の過失が重大である場合には、指示ではなくて依頼となり、より丁寧な言語表現が選択される可能性が高くなる。

逆にお客さんが業務担当者にサービスの一環として当然の行為を要求する場合はどうであろうか。例えばタクシーの乗客が運転手さんに行き先を伝える場合、51 のようなストレートな指示が自然で、52 のような言い方は通常不自然であると受け取られる。一方初めは別の行き先を指定していたにもかかわらず、途中で行き先を変更する 53 のような場合には適切さが増す。

51. 駅まで行ってください。

52. ? 駅まで行ってもらっていいですか。

53. やっぱり、駅まで行ってもらっていいですか。

先程も紹介したパンフレットを持ったお客さんが旅行会社の窓口で説明を求める 37 のような場面では、54 のように言ったとしてもそれほど違和感を持つ人は少ないのではないだろうか。

54. すみません、このツアーについて説明してもらっていいですか。

55. すみません、このツアーについてもう少し詳しく説明してもらっていいですか。

51・52 については、通常運転手さんに選択の余地はないが、53 については途中の行き先変更が難しい場合もありえる。54 についても、説明を受けること自体は客としての当然の権利であるが、その時、その相手にその説明をしてもらうことが必ずしも適切でない場合もあり得る。そのような配慮が働いた時、この表現は可能になる。さらに、55 のように通常以上の込み入った説明を求める場合であればなおさらである。

高梨の 56 のような状況でも、通常であれば 57 は不自然となるが、車線や行き先の実現が可能かどうかははっきりしない場合には可能となる。

56. 次の信号を右に曲がってください。(例文は高梨。再掲)

57. 次の信号を右に曲がってもらっていいですか。

即ち、業務担当者として相手に要求できる当然の行為や客として受けることができる当然のサービスで、相手に選択権がない場合にはVテモラッテイイカは使いにくいですが、何らかの事情で通常の手続きやサービス以上の負担を聞き手に強いる場合やそのタイミングでその聞き手にある行為を要求することが適当かどうかという配慮が働いた場合にはVテモラッテイイカの適格性が増すことになる。これは、社会的・状況的に当然要求できる指示であっても、余分な作業が生じたり、相手に段取りの変更が必要になったりといった負担が生ずる場合には、話し手がそれを相手の負担によって自分が恩恵を受けると捉えるためであると考えられる。

山田は依頼文には意味的にはテモラウの意味が残っていて、話し手にとって恩恵とならない事態の生起を求める場合には使えないと述べていることは先にも触れたが、指示であっても聞き手に本来以上の負担がかかる場合には、そうでない場合に比べてそれを話し手にとって恩恵となる事態であるかのように述べるのが可能になることになる。逆に言えば、恩恵の事態でない場合のテモラウは使役の意味を帯び、聞き手にとってその行為を達成する以外に選択肢はないことを含意してしまう。それ故、そのような場面でVテモラッテイイカを用いると、選択権がないのに選択を求めるという不自然な表現となるわけである。

逆に聞き手にとって好ましい事態、あるいは聞き手の受益になる事態である58や60のような指示も、Vテモラッテイイカを使うと不自然な、場合によっては聞き手の利益をあたかも自分の利益のように述べる偽善的な印象ともなる。

58. [歯科医が患者に]

今日の治療は終わりです。今から2時間ぐらいは飲食を控えてください。

(恩恵的指示) (例文は高梨。再掲)

59. ?今日の治療は終わりです。今から2時間ぐらいは飲食を控えてもらっていいですか。

60. 夜は冷えますから、このひざかけをお使いください。

61. ?夜は冷えますから、このひざかけを使ってもらっていいですか。

5. 2 依頼

一方依頼は、命令・指示に比べて話し手の決定権は弱くなる。とすると砂川の言う相手にイエスかノーかの判断を委ねる表現であるVテモラッテイイカは問題なく使えることになる。例えば62はインターネットのある掲示板のタイトルである。この場合、話し手の悩み相談を聞くかどうかの決定権は聞き手にあり、話し手の強制力は低い。これは砂川の考察と合致する。

62. ちょっと聞いてもらっていいですか? (悩み相談用掲示板のタイトル)

それでは63・64・65はどうであろうか。この例も決定権が聞き手にあり、話し手の強制力が低いという点では62と同様である。しかし、62に比べるとこれらのほうが不適切さを感じさせる。通常62に比べて63から65のほうが聞き手の決定権が強いはずであるから、この不適格さを砂川の選択の余地の程度で説明することはできない。

- 63. ?先生、アルバイトを紹介してもらっていいですか。
- 64. ?先生、200円貸してもらっていいですか。
- 65. ?先生、レポートを書くのに必要なんで、いい本を貸してもらっていいですか。
- 66. ?先生、アルバイトを紹介していただいていいですか。
- 67. ?先生、200円貸していただいていいですか。
- 68. ?先生、レポートを書くのに必要なんで、いい本を貸していただいていいですか。

62は、悩み等を相談できるサイトのタイトルである。それ故、話し手が聞き手に話を聞いてもらうように依頼することはごく妥当な、それ故に必然性のある行為である。一方63・64・65のように聞き手にアルバイトを紹介してもらったり、お金を貸してもらったりというような依頼は、通常前者に比べて妥当性が低い。そのような場面でVテモラッテイイカを用いると自分の依頼を当然のことと捉えているような失礼な表現となる。66・67・68のように、テモラウの代わりにテイタダクを用いても、その失礼さは変わらない。

しかし、69のように前に先生が話題にしていたアルバイトについて話す場合や、バスでお金を払おうとしたときに、財布を忘れたことに気づいた70のような場面、さらには先生が何冊か候補の本を持っていると言った71のような状況であれば、Vテモラッテイイカはそれぞれ適格性を増す。

- 69. 先生、いろいろ考えてみたんですが、この前おっしゃってたアルバイト、紹介してもらっていいですか。
- 70. あっ、財布がない！すみません、先生、財布を忘れたみたいなんで、200円貸してもらっていいですか。
- 71. ー今、レポートを書ってるんですが、資料がなかなか見つからないんです。
ーそう、私のところに何冊かあったな。
ーじゃあ、いい本を貸してもらっていいですか。

このことから、Vテモラッテイイカがより自然になるのは、何らかの意味で話し手がその行為要求を妥当なもの、必然性のあるものと捉えていることが要求されることがわかる。この妥当性は、行為の内容だけでなく、その場の状況や話し手と聞き手の関係にも影響を受ける。そのような条件を満たせばVテモラッテイイカは可能となるが、もちろんその場合でも、Vテモラエナイカのような依頼表現の方がより適切だと感じる人も多いであろう。一方、行為の内容やその場の状況、話し手と聞き手の関係などから、その依頼の妥当性が低いと考えられる依頼でVテモラッテイイカを用いると、押し付けがましい失礼な表現となる。それ故、いきなりこの形が用いられるというよりは、行為要求の前提となるような

やりとりの後で用いられる場合も多い。

この依頼の妥当性・正当性は話し手の強制力や聞き手の決定権に影響を与える面はあるが、妥当性が低くても両者の力関係によって話し手の強制力が高くなる場合もあるし、妥当性が高くても、上下関係によっては聞き手の決定権が高くなる場合もあるので、深い関係はあるものの、別の要素であることがわかる。69・70・71についても、聞き手である先生は通常断る権利があるわけである。

いずれにしても、Vテモラッテイイカが失礼になるのは、選択の余地がない場合だけでなく、依頼の妥当性が低いと受け取られる場面であることが明らかになった。妥当性が低い場合には、より丁寧度の高い言語形式を用いることが要求されることになる。例えば「1000円貸す」という行為を相手に要求する場合であれば、72よりも73から75のような、より丁寧度が高い表現が適切であることになる。

山田の指摘のように依頼文に意味的にはテモラウの意味が残っているのであれば、指示よりも受益性の高い依頼のほうがこの形式を使えそうにも思われるが、話し手にとって恩恵となる事態であるかどうか以上に、このような行為要求の妥当性・正当性という制約の方が大きいことがわかる。

また、行為要求の妥当性が高ければ、イエスといわれる可能性もそうでない場合よりは高くなると予測される。即ち、相手がイエスと言ってくれるのではという前提・期待が話し手にある場合にこの表現が用いられやすいのではないかと思われる。

72. ?すみませんが、1000円貸してもらっていいですか。(許可求め)
73. すみませんが、1000円貸してもらえませんか。(依頼)
74. すみませんが、1000円貸してもらえないでしょうか。(依頼)
75. すみませんが、1000円貸してもらえると助かるんですが。(依頼)

5.3 その他の行為要求

勧め、許可、許容は、基本的には話し手ではなく、聞き手にとって受益になる行為である点で、命令・指示や依頼と異なる。76・77はそれぞれ勧め、許可の例であるが、78のようにどちらもVテモラッテイイカは使いにくい。

76. [立っている客に対して] どうぞこちらにお座りください。(勧め)
(例文は高梨、再掲)
77. [「座ってもいいか」と尋ねた客に対して] どうぞこちらにお座りください。
(許可) (同上)
78. ?どうぞ、こちらに座ってもらっていいですか。
79. どうぞ、お疲れでしょうから、こちらに座ってもらっていいですか。
80. 寒いので中で待ってもらっていいですか。

許可については、Vテモラッテイイカが、許可を求める表現であることから、許可を与える表現として用いることはできないし、許容についても、もともと働きかけをせずに相手

のしていることをそのままにしておくことを表すことから、78のように許容としてVテモラッテイイカを用いることはできない。当然、79・80も許可や許容とは解釈できない。

勧誘については「いっしょに」とともに81のように用いることは可能ではあるが、勧誘が聞き手と話し手両方が受益者であるのに対し、テモラウが話し手の受益性を表すため、依頼として解釈されやすいと思われる。

81. いっしょに行ってもらっていていいですか。

5. 4 Vテモラッテイイカの心理

以上の考察から、Vテモラッテイイカが適格となる行為要求は、話し手にとって都合のいい事態の実現を望む指示のうち、何らかの事情で通常の手続きやサービス以上の負担を聞き手に強いる場合やそのタイミングである行為を要求することが適当かどうかなどの配慮が働いた場合と、依頼のうち、相手の負担がそれ程大きくなく、何らかの意味で話し手がその行為要求を妥当なもの、必然性のあるものと捉えていることが要求されることがわかった。この両者は依頼の場合はもちろん、社会的・状況的に当然要求できる指示であっても、それが話し手にとって何らかの意味で受益性が生ずる事態であると話し手が捉えていることを表す。

一方、聞き手にとって都合のいい事態の実現を要求する指示や、話し手にとって都合のいい事態であっても、業務担当者として相手に要求できる当然の行為や客として受けることができる当然のサービスそのもので、相手に特別な負担がない場合や、相手の大きな負担によって話し手が利益を受ける依頼、妥当性・必然性が低い依頼には使いにくい。

つまり、Vテモラッテイイカは、聞き手に決定権があるか否かにかかわらず、聞き手が行為要求に社会通念上、あるいはその状況において、何らかの意味で妥当性・正当性があると判断されると話し手が考える、話し手にとって実現が好ましい行為で、そこにそれほど大きくはないが通常以上の負担が聞き手に生ずる場合の行為要求に用いることができることになる。その場合、テモラウという受益を表す形式を用いることでその負担によって話し手が恩恵を受けることを示すとともに、許可求めという形式を用いて聞き手に決定権を委ねることによって、聞き手に配慮した言い方となるのである。別の言い方をすれば、行為要求に正当性があり、相手にそれほど大きな負担を強いないからこそ、依頼ではなく、許可求めのこの形式が適格となるわけである。

また、あくまで形の上では許可を求めていることから、相手にイエス／ノーの判断を下す権限があるわけで、仮にそういう権限のある相手にノーと言われても、依頼を断られた場合に比べれば傷つく度合いは低いという面もある。そこには、ただ単に自己の要求の正当性を押し立てるのではなく、正当性を示しつつ、遠慮がちに相手の意向を確認しようという話し手の心理が働いていると言える。

以上の考察をまとめたのが82であり、83はそれぞれの例文である。

82. 行為要求とテモラッテイイカの可否

	好ましい 事態	受 益	正当性	聞き手の 通常以上の 負担	決定権	聞き手の 拒否権	Vテモラッ テイイカの 可否
a. 命令	S/H	-/S/H	+/-	+/-	S	-	×
b. 依頼①	S	S	-	+	H	+	×
c. 依頼②	S	S	+	+	H	+	○
d. 指示①	S	-	+	-	S	-	×
e. 指示①'	S	-/S	+	+	S	-	○
f. 指示②	S	-	+	-	S	-	×
g. 指示②'	S	-/S	+	+	S	+/-	○
h. 指示③	H	-/H	+	-	S	-	×

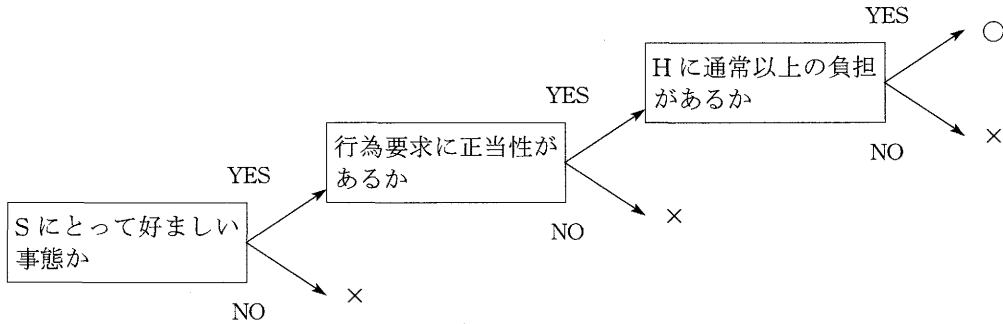
S: 話し手 H: 聞き手
+: ある -: ない

- 83.a. ?金を出してもらっていいですか。(強盗がレジ係に)
 b. ?先生、アルバイトを紹介してもらっていいですか。
 c. 先生、この前おっしゃっていたアルバイトを紹介してもらっていいですか。
 d. ?お名前を書いてもらっていいですか。(担当者が相手に)
 e. もう一度お名前を書いてもらっていいですか。(担当者が相手に)
 f. ?駅まで行ってもらっていいですか。(客がタクシーの運転手さんに)
 g. やっぱり駅まで行ってもらっていいですか。(客がタクシーの運転手さんに)
 h. ?2時間ぐらい飲食は控えてもらっていいですか。(歯科医が患者に)

逆に、聞き手が行為要求に妥当性があると考えにくい行為や聞き手の負担が大きい場合には許可求めではなく、依頼というより丁寧な形式が用いられることになる。また、聞き手に通常以上の負担のない、選択の余地のない行為要求であれば、Vテクダサイや依頼の表現が自然となる。これらの場面でVテモラッテイイカが用いられると、自己の行為要求を正当化しイエスという答えを期待しつつ、形だけは相手に許可を求めるという矛盾が生じ、押し付けがましい不快な表現となる。その際、テモラウは使役的なニュアンスを帯びる。テモラウのこのような性質もVテモラッテイイカが場面によっては不快な表現となる一因であると言えるであろう。さらに、実現が聞き手にとって望ましい事態である場合には話し手が利益を受けるという意味のテモラウや使役のテモラウの解釈ができないため、Vテモラッテイイカを用いることができない。

この点をフローチャートで表したものが84である。ただし、その場合には必ず用いられる、あるいは用いるのが望ましいというのではなく、用いられても失礼な印象にはならないという意味である。また、状況に関係なくこのVテモラッテイイカという表現自体に拒絶反応を示す人もいないわけではないことも付け加えておく必要があるだろう。

84. テモラッテイイカが用いられる条件



以上の考察から、V テモラッテイイカは、自己の行為要求が妥当性・正当性のあるものであることを示し、聞き手がイエスと言ってくれることを期待していることをちょっと遠慮がちに伝える一方で、テモラウを用いることで、自分にとってその事態の成立が望ましいことであること、また、聞き手に何らかの意味で通常要求される以上の負担を強いることを示して、聞き手に対する配慮を示す表現であることがわかった。

V テクダサイのような指示表現を用いて言い切るのには抵抗があるため、聞き手に要求の正当性を伝えてイエスの返事を期待しつつ、イエス／ノーの選択権は相手に委ね、ノーと言われた場合に備えて自分を守りつつ、かつ相手の負担や自分がそこから恩恵を受けていることを表現して相手に対する配慮を示すことでバランスを保とうという複雑な心理がそこに働いている。このため、親子や夫婦等の遠慮のいらぬ関係ではそうでない場合に比べれば用いられることは少ないと思われる。

また、このような心理が過剰に働くと、83dのような聞き手に通常以上の負担のない、当然の行為要求に用いられて、聞き手に選択の余地がないにもかかわらず、見かけだけはイエス／ノーの判断を委ねているような押し付けがましい表現となったり、83bのようにより丁寧に依頼すべき状況であるにもかかわらず、強引な印象を与えたり、さらには83hのように聞き手の利益を自分の利益のように言っているようなへりくだりすぎた偽善的な印象を与えたりすることになるわけである。

6. おわりに

V テモラッテイイカは、話し手にとって成立が望ましい事態で、聞き手に通常以上の負担が生ずる指示や、その行為要求を行うことの妥当性・正当性があり、かつ聞き手の負担がそれほど高くない依頼に用いられた場合にはそうでない場合に比べて適格性が高くなることがわかった。

V テモラッテイイカは限られた場面でのみ適格となり、過剰に用いると非常に失礼な印象の表現となる。さらに、指示にはV テクダサイ、依頼にはV テモラエマスカのような依頼表現のほうがより自然だと感じる人も多く、また、この表現そのものに拒否反応を示す者もいる。

このようにV テモラッテイイカは、現時点ではまだまだ使用に注意が必要な表現ではあるが、好むと好まざるとに関わらず、今後さらに使用範囲が広がり、指示や依頼の機能を

持つ通常の表現として市民権を獲得していく可能性は十分ある。

【参考文献】

- 砂川有里子 (2005) 「『~てもらっていいですか』という言い方—指示・依頼と許可求めの言語行動」(小泉保著『小泉保博士傘寿記念論文集 言外と言内の交流分野』大学書林) ————— (2006) 「ご住所書いてもらっていいですか」(北原保雄編著『続弾!問題な日本語』大修館書店 pp84-89)
- 高梨信乃 (2011) 「行為要求について—日本語教育における問題—」『神戸大学留学生センター紀要』第17号
- 姫野伴子 (1997) 「行為指示型発話行為の機能と形式」『埼玉大学紀要 教養学部』33-1
- 堀口純子 (1987) 「『~テクレル』『~テモラウ』の互換性とムード」『日本語学』Vol.6-4, 明治書院
- ムニントラウオン・シリワン (2008) 「『~てもらおう』表現とタイ語における強制性」『日本語・日本文化』第34巻、大阪大学日本語日本文化教育センター
- 山田敏弘 (2004) 『日本語のベネファクティブ—「てやる」「てくれる」「てもらおう」の文法—』 明治書院
- 楊凱榮 (1985) 「『使役表現』について—中国語との対照を通じて—」『日本語学』Vol.4-4, 明治書院

On the Expressions of Directives
— Focusing on *V-temoratteiika* —

KUMAI, Hiroko

The expression *V-temoratteiika* is often used today particularly by younger generations and in the service industries, but some feel that this expression is rather assertive and forcing. In this paper, the author discusses the function of directives and studies in which contexts this expression can be inadequate and what kind of psychological factors are involved in the choice of this expression.

It is found that *V-temoratteiika* becomes adequate when used as a request of the desirable event for the speaker which has a certain inevitability regarding the relation between the speaker and the listener or a situation which requires a little bit more burden than usual rather than too much of a burden on the listener's part. It is also argued that the psychological factor is that the speaker tries to show how adequate and reasonable his or her request is and that he or she expects an affirmative response. In addition, the speaker seeks to express that realization of the event is desirable for him or her and tries to show consideration for the fact that the speaker imposes an additional cost on the listener and will leave the decision between Yes and No to the listener.